

四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市民の家計負担の軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化対策を推進するため、エネルギー消費性能の優れたLED照明器具に買い替える市民に対し、予算の範囲内において四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 四万十市の住民基本台帳に記録されている者であること
- (2) 世帯全員が市税（延滞金等を含む。）を滞納していないこと
- (3) 本人又は本人の属する世帯の他の構成員が、補助金の交付決定を受けていないこと

(補助対象器具)

第3条 この補助金の交付対象となる照明器具は、補助対象者が自ら居住する市内の住宅に設置するLED照明器具であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 居住する住宅の既設の蛍光灯（蛍光灯）又は白熱灯等から、エネルギー消費性能の優れたLED照明器具への買い替えを目的とするものであること（LED電球のみの交換を除く）
- (2) 市内に所在する店舗等から購入したものであること
- (3) 新品のものであること
- (4) 経済産業省資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に登録されており統一省エネルギーの直近の目標年度において多段階評価点が星4以上の基準を満たしている製品又は同等のエネルギー消費性能が認められる照明器具であること

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この補助金の交付対象としない。

- (1) 他の同種の補助金を受けているもの
- (2) 住宅部分以外に設置するもの
- (3) 買い替えではなく新規に設置するもの又は予備として購入するもの
- (4) 転売を目的とするもの

(補助対象経費及び補助金額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、LED照明器具の購入に要する経費とし、取付工事、配送等に係る経費、保証料及び既設照明器具の処分に係る経費等を除いた額とする。

2 補助の対象となるLED照明器具が複数台ある場合は、合計購入経費を補助対象経費とする。

3 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和9年2月26日までに、四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費内訳書（別紙）
- (2) LED照明器具の購入経費、機種名及び型番が確認できる領収書等の写し
- (3) 買い替え前の蛍光灯等の設置状況が確認できる写真
- (4) 取り付け後のLED照明器具の設置状況が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1世帯につき1回に限り行うことができる。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前条の規定により申請のあった補助金の額については、規則第16条の2第2項の規定に基づき、前項の交付決定をもって確定する。その際、提出された四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付申請書兼請求書は、規則第13条第1項の規定による実績報告書とみなす。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条第2項の規定より確定した補助金について、30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第8条 市長は、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) この告示の規定に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められたとき

（協力の要請）

第9条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則（令和8年四万十市告示第 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第8条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

四万十市長 様

申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名
生年月日
連 絡 先

下記の特記事項を誓約のうえ、四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

※この申請書は、四万十市が補助金の交付を決定した後に請求書として取り扱います。

記

1 申請内容

補助対象経費	円	※別紙補助対象経費内訳書の合計額
補助金交付申請額	円	※補助対象経費の1/3（上限50,000円） 1,000円未満の端数を切捨てた額

2 振込先

金融機関名		銀行、農協 金庫、組合		店、支店 支所、出張所
口座の種類	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

【注意事項】振込先口座の名義人は補助金の申請者と同一の方になります。申請者名義以外の口座を振込先とする場合は、別途委任状を添付してください。

3 添付書類

- (1) 補助対象経費内訳書（別紙）
- (2) LED照明器具の購入経費及び機種名・型番が確認できる領収書等の写し
- (3) 買い替え前後の照明器具の設置状況が確認できる写真

4 特記事項

補助金の申請にあたり、以下の特記事項について同意します。

- (1) 四万十市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を熟読したうえで、規則第4条第2項に規定する排除措置対象者に該当する者でないことを誓約するとともに、申請者欄に記載した者が同項に規定する排除措置対象者に該当する者でないことを、中村警察署に照会することを承諾します。
- (2) 要綱第2条第2号に規定する市税等の納付状況を確認するため、市長が調査することに同意します。
- (3) 申請者の住所が四万十市にあることを住民基本台帳等で確認することに同意します。
- (4) 買い替え前の蛍光ランプ等は、四万十市の家庭ごみ収集のルールに従って処分します。

補助対象経費内訳書

照明器具買い替えの内訳

No.	照明器具の 使用場所	買い替え後のLED照明器具 (補助対象照明器具)		備考
		メーカー名・機種名（型番）	製品購入金額※ (税抜き額)	
1	居間・台所・個室・ 食事室（食卓）・ その他（ ）		円	
2	居間・台所・個室・ 食事室（食卓）・ その他（ ）		円	
3	居間・台所・個室・ 食事室（食卓）・ その他（ ）		円	
4	居間・台所・個室・ 食事室（食卓）・ その他（ ）		円	
5	居間・台所・個室・ 食事室（食卓）・ その他（ ）		円	
6	居間・台所・個室・ 食事室（食卓）・ その他（ ）		円	
7	居間・台所・個室・ 食事室（食卓）・ その他（ ）		円	
8	居間・台所・個室・ 食事室（食卓）・ その他（ ）		円	
9	居間・台所・個室・ 食事室（食卓）・ その他（ ）		円	
10	居間・台所・個室・ 食事室（食卓）・ その他（ ）		円	
補助対象経費（合計）			円	

※製品購入金額は、取付工事、配送等に係る経費、保証料及び既設照明器具の処分に係る経費等を除く。

様式第2号(第6条関係)

四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

四万十市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

補助金交付決定金額	円
交付対象照明器具の内訳	
交付条件	
特記条件 この補助金交付決定後、規則第4条第2項に規定する排除措置対象者に、申請者が該当していることが判明した場合は、直ちに交付の決定を取消しますのでご注意ください。	

様式第3号(第6条関係)

四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

四万十市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり交付しないことに決定したので、四万十市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

理由：